

『ケアマネジャー試験らくらく暗記マスター2024』

2024年介護保険制度改正・介護報酬改定による本書の変更点について

介護保険制度・介護報酬の改正に伴い、本書の記述に訂正が必要なものを取り上げています。

29頁「第1号被保険者の所得段階別保険料基準額に対する割合」は、以下のように、「9段階」から「負担能力に応じた原則13段階の定額」に変更されました。

段階	対象者	割合
第1	【世帯全員が市民税非課税】 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.455(0.285)
第2	【世帯全員が市民税非課税】 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額)の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.685(0.485)
第3	【世帯全員が市民税非課税】 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.69(0.685)
第4	【世帯に市民税課税の人がいる】 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.9
第5	【世帯に市民税課税の人がいる】 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.0(基準額)
第6	市町村税課税かつ合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2
第7	市町村税課税かつ合計所得金額が 120 万円を超え 210 万円未満の人	1.3
第8	市町村税課税かつ合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5
第9	市町村税課税かつ合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7
第10	市町村税課税かつ合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9
第11	市町村税課税かつ合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1
第12	市町村税課税かつ合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3
第13	市町村税課税かつ合計所得金額が 720 万円以上の人	2.4

注：()は公費軽減後の保険料

頁	改正箇所	改正内容
73	人員配置	<p>(居宅介護支援)利用者35人に1人を標準 端数を増すごとに1人 (介護予防支援)1人以上(必要な数)</p> <p>→</p> <p>ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が 44 又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>イ <u>指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が 49 又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>
75	モニタリングの実施	<p>少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接、その結果を記録。</p> <p>→少なくとも1か月に1回、テレビ電話等を活用する場合は少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接、月1回、その結果を記録。</p>
63	特選チェック 1 解説	<p>× 地域包括支援センター以外に委託することはできない</p> <p>→○ 地域包括支援センター以外に委託することができる</p>
80	モニタリングの実施	<p>少なくとも3か月に1回利用者の居宅を訪問し、</p> <p>⇒少なくとも 3 か月に1回、テレビ電話等を活用する場合は少なくとも 6 か月に1回利用者の居宅を訪問し、</p>
81	介護予防支援費	<p>介護予防支援費:438 単位</p> <p>⇒介護予防支援費(Ⅰ):442 単位 ※地域包括支援センターのみ</p> <p>⇒介護予防支援費(Ⅱ):472 単位(新設)※指定居宅介護支援事業者のみ</p>
198	注 追加	一部の福祉用具について、貸与と販売の選択性が導入された